

京都市職員定数条例の一部を改正する条例（令和2年3月30日京都市条例第55号）

（行財政局人事部人事課）

事業内容及び業務執行体制の見直し等に伴い、次のとおり職員の定数を改定することとしました。

種 別	改正前の定数	改正後の定数	差引増△減
	人	人	人
市長の事務部局 の職員	7,679	7,613	△66
議会の事務部局 の職員	39	39	0
選挙管理委員会 の事務部局の職 員	34	34	0
監査委員の事務 部局の職員	26	26	0
教育委員会の事 務部局及び教育 委員会の所管に 属する教育機関 の職員	8,953 〔うち校長及び 教員 7,472人〕	8,965 〔うち校長及び 教員 7,510人〕	12 〔うち校長及び 教員 38人〕
人事委員会の事 務部局の職員	17	17	0
農業委員会の事 務部局の職員	13	13	0
消 防 職 員	1,813	1,809	△4
公営企業の職員 交通事業	1,497	1,927	430
公営企業の職員 水道事業	1,211	1,206	△5
合 計	21,282	21,649	367

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

京都市職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第55号

京都市職員定数条例の一部を改正する条例

京都市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「7,679人」を「7,613人」に改め、同項第5号中「8,953人」を「8,965人」に、「7,472人」を「7,510人」に改め、同項第8号中「1,813人」を「1,809人」に改め、同項第9号ア中「1,497人」を「1,927人」に改め、同号イ中「1,211人」を「1,206人」に改め、同項中「21,282人」を「21,649人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)